

## 女性技術者等の配置に係る工事成績評定Q&A集

~~Q 1 交通誘導員に自社の社員を配置した場合、交通誘導員で評価するのか、その他従事者で評価するのか。~~

~~A 1 交通誘導員で評価します。(H30.5.15 削除)~~

Q 2 技能者が重機オペレーターに配置される等、一人の女性技能者等が複数の工種に配置された場合はどのように評価するのか。

A 2 評価点が高い方で評価します。

したがって、技能者が重機オペレーターに配置された場合は、工期の1/2以上従事していれば技能者として評価します。

Q 3 女性従事者に係る必要な条件に記載されている、工程の1/2以上従事するとはどういう場合か。

A 3 例えば、型枠工の実施作業工程が20日間の場合、10日以上従事していることが出面表で確認できる場合です。

Q 4 その他の従事者とは、臨時雇用者（アルバイト等）も含まれるのか。

A 4 含まれます。

ただし、工程の1/2以上従事することが評価の条件となっていますので、どの工種に従事したかを明確にする必要があります。

Q 5 会社の事務員は評価対象となるのか。

A 5 現場作業員として現場に配置され且つ工程の1/2以上現場作業に従事されたことが確認できた場合は、従事した項目で評価します。

Q 6 女性従事者が複数の工種に従事し、合計日数が5日以上であることが確認できた場合は評価対象となるのか。

A 6 各工種の工程の1/2以上の条件を満たし且つ合計日数が5日以上であることが確認できた場合は評価します。

Q 7 1工種に2人以上従事した場合の評価はどうするのか。

A 7 点数×人数で加点します。

例えば、交通誘導員を2人配置した場合は、1点×2人＝2点となります。

Q 8 その他の従事者は、資格証の写しが必要か。

A 8 必要ありません。

Q 9 女性技術者に係る必要な条件等に記載されている工期とは、契約工期のことか。

A 9 工事完成通知書受理日までの実質工期のことです。(H30.5.22 追記)

Q 1 0 実施状況報告書及び添付資料を提出する際、工事打合簿が必要か。また、どこに綴ればよいか。

A 1 0 工事打合簿は不要です。工事成績評定表の後に綴ってください。(H30.5.30 追記)

Q 1 1 主任技術者が技能者の資格を持っていた場合、女性技能者としても加点できるか。

A 1 1 できません。A 2 と同様に評価点が高い方で評価します。(H30.5.30 追記)